

令和6年度東京都北区障害者優先調達推進方針

令和6年4月1日策定

1 目的

障害者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等（以下「障害者就労施設等」という。）が供給する物品及び役務等（以下「物品等」という。）に対する需要の促進を図り、当該施設等の受注を安定的に確保することが重要である。

このため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、東京都北区（以下「区」という。）における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成し、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語の意義は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、区が発注する全ての物品等の調達とする。

4 調達の対象となる物品等

調達の対象となる物品等は、区が契約によって調達する別表1の物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

5 対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する別表2の障害者就労施設等とする。

6 物品等の調達目標

区は、前年度の実績を上回るように努めるとともに、予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うよう、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

7 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組みを行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

- ① 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。
- ② 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、可能な限り分離分割発注を行うなど、発注方法を考慮するように努める。
- ③ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量を考慮するように努める。
- ④ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する随意契約を積極的に活用する。

(5) 契約への取組み

物品等の調達に際しては、各課の契約において積極的に取り組むこととする。

(6) 調達に係る進捗状況の把握及び取組事例等の周知

各課における障害者就労施設等からの調達の推進を図るため、必要に応じ調達目標の達成に向けた進捗状況の把握を行うとともに、調達の検討に当たり参考となる取組事例等を周知する。

8 調達実績の公表

区は本方針に基づき調達した物品等の実績について、年度終了後、遅滞なく取りまとめ、区ホームページ等により公表する。

9 その他

区による調達の推進のほか、障害者就労施設等の支援のため次の取組みを行う。

- (1) 区及び関係機関等が行うイベント等における販売機会の確保に努める。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により区が指定する指定管理者に対しても、対象施設からの調達について理解と協力を求める。
- (3) 分離分割発注を推進し、受注機会を増大するため、必要に応じ複数の障害者就労施設等の連携を支援する。

別表 1

品目	具体例	
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍等
	②食料品・飲料	パン、弁当、おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、野菜、果物等
	③小物雑貨	衣服・身の回りの品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・詩集品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗等
	④その他の物品	机・テーブル、いす、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック、照明器具等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒等の印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ等
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理等
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし等
	⑤飲食店の運営	売店、レストラン、喫茶店等
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別等

別表 2

施設区分		内容
a	①就労継続支援 A 型・B 型	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 14 項に規定する事業所
	②就労移行支援	障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定する事業所
	③生活介護	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定する事業所
	④障害者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設で、就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うもの
	⑤地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 25 項に規定する事業所
	⑥小規模作業所	障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により国・地方公共団体の助成を受けているもの
b	①共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行うもの
c	①特例子会社	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第 1 条第 1 号に規定する事業所
	②重度障害者多数雇用事業所	障害者優先調達推進法施行令第 1 条第 2 項に規定する事業所
	③在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	④在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体